

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領の改定概要

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領等については令和 6 年 10 月に制定し、改定を行いながら I C T 施工技術の活用を推進してきたところですが、これまでの実施状況等を考慮し、県土整備部 I C T 活用工事実施要領を一部改定するものです。

この改定は令和 8 年 4 月 1 日以降の工事に適用することとします。

また、この度の改定において適用する国土交通省 I C T 活用工事実施要領（国実施要領）は変更せず、「令和 7 年 4 月版」とします。

■ I C T 活用工事実施要領 [現行]		I C T 活用工事実施要領 [改定後]
(県実施要領 1 1 工種 (R7. 11))	➤	(県実施要領 1 1 工種 (R8. 4))
(国実施要領 1 3 工種 (R7. 4))	➤	(国実施要領 1 3 工種 (R7. 4))

実施要領の構成と国土交通省 I C T 活用工事実施要領との関係について

県実施要領は、発注方式や工事成績評定等 I C T 活用工事実施の推進のための措置等に関して国実施要領と運用が異なる部分について扱いを定めるものとしています。このため、両実施要領の記載内容の優先は、県実施要領、国実施要領の順とします。

また、県実施要領は実施要領本体と国実施要領の工種に応じた入札公告・特記仕様書記載例で構成されています。

- 県実施要領 … ・実施要領本体
- ・入札公告・特記仕様書記載例（土工編、法面工編、擁壁工編、地盤改良工編、基礎工編、河川浚渫編、舗装工編、舗装工（修繕工）編、構造物工（橋梁上部）編、構造物工（橋脚・橋台）編、コンクリート堰堤工編）

旧要領（令和 7 年 11 月改定版）と運用が改正される箇所について

■ 部分活用（①起工測量のみ）の取扱い

これまで、I C T 活用工事における 5 プロセス（①起工測量、②設計データ作成、③ I C T 建機施工、④出来形管理、⑤データ納品）のうち、いずれかの 1 プロセス以上を活用した場合の費用について、「部分活用」として設計変更の対象並びに工事成績評定での加点を行ってきたが、①起工測量（+⑤データ納品）のみを実施しても、施工者に I C T 活用のノウハウが蓄積されないことから、部分活用の対象外とします。

国要領（令和7年4月改定版）と県の運用が異なる箇所について**■ ICT施工原則化に伴う対応（前回改定から変更なし）**

国では「土工」「河川浚渫」において全て「発注者指定型」による発注とし、工事成績評定における加点措置も令和7年4月より廃止しております。

一方、本県においては、ICT活用工事の実施状況等を鑑み、前回の改定での適用は行わないこととしており、今回も同様とします。

引続き、「土工」においては金額と規模要件による「発注者指定型」と「施工者希望型」、「河川浚渫」においては「施工者希望型」における発注を原則とし、工事成績評定による加点措置も継続します。